

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和８年８月２８日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第３号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(乗車券の発売場所)		(乗車券の発売場所)	
第10条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、その他の場所においても発売する。		第10条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、その他の場所においても発売する。	
乗車券 の種類	発売場所	乗車券 の種類	発売場所
連 絡 定 期 券 及 び 全 線 定期券	自動車部営業所（ <u>烏丸営業所</u> 、 <u>九条営業所</u> 及び <u>洛西営業所</u> を除く。）及び定期券発売所	連 絡 定 期 券 及 び 全 線 定期券	自動車部営業所（ <u>梅津営業所</u> ）及び定期券発売所
一 日 乗 車 券	自動車部営業所、高速鉄道の駅、定期券発売所、案内所及び乗合自動車内	一 日 乗 車 券	自動車部営業所、高速鉄道の駅、定期券発売所、案内所及び乗合自動車内

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則（令和８年８月２８日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部企画調査課）